配置図	敷地内における通路の位置及び幅員
各階平面図	開口部及び防火設備の位置
	耐力壁及び非耐力壁の位置
	避難上有効なバルコニーの位置
二面以上の立面図	令第百十五条の二の二第一項第一号に規定する窓その他の開口部の構造
耐火構造等の構造詳細図	令第百十五条の二の二第一項第一号に規定する部分、令第百十五条の二の二第一項第四号ハに規定するひさしその他これに類するもの及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法

を

耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
その他法第二十七条第一項の規定に適合することの確認に必要な図書	法第二十七条第一項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項

及び断面の法

を

に、

平面図	開口部及び防火設備の位置
	耐力壁及び非耐力壁の位置
	外壁、袖壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ
構造等詳細	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法

に改め、同表(四十七)の項中「第六十七条の二の規定」を「第六十七条の三の規定」に、「第六十七条の三第三項第二号」を「第六十七条の三第三項第二号」に、「第六十七条の二第四項」を「第六十七条の三第四項」に改め、同表(六十三)の項中「第百三十七条の二第一号、第二号、第三号イ若しくはロ又は第四号」を「第百三十七条の二第一号イ若しくはロ又は第二号イ若しくはロ又は第三号イ」に、

令第百三十七条の十四の規定が適用される建築物	各階平面図
	二面以上の断面図
	耐火構造等の構造詳細図
	床又は壁の断面の構造、材料の種別及び寸法

を

令第百三十七条の十四の規定が適用される建築物	各階平面図
	二面以上の断面図
	耐火構造等の構造詳細図
	令第百三十七条の十四第一号に規定する構造方法
三十六の規定が適用される建築物	防火設備の位置
	付近見取図
	敷地の位置
	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
	その他令第百三十七条の十六第二号の認定の内容に適合することの確認に必要な図書

に改め、同項の表三(一)の項から(四)の項までの規定中「第六十八条の二十六」を「第六十八条の二十五」に改め、同項の表四(六)の項中「第二十条第一号」を「第二十条第一項第一号」に改め、同表(七)の項中「第二十条第二号イ」を「第二十条第一項第二号イ」に改め、同表中(五十三)の項を(五十九)の項とし、同表(五十二)の項中「第一条の三第一項第一号イ」を「第一条の三第一項第一号イ⑵」を「第一条の三第一項第一号イ」に改め、同項を同表(五十八)の項とし、同表中(五十一)の項を(五十七)の項とし、(五十)の項を(五十六)の項とし、(四十九)の項を(五十五)の項とし、(四十八)の項を(五十二)の項とし、同項の次に次のように加える。